

国際関連情報 Report from IFRS-AC

IFRS-AC 会議(2020年11月)出席報告

日本公認会計士協会 相談役 関根 愛子

ニッセイアセットマネジメント(株) 運用部門統括部長 井口 譲二

(報告者：関根 愛子)

I. はじめに

2020年11月3日と4日の両日にわたり、IFRS 諮問会議 (IFRS-Advisory Council) がビデオ会議の形で開催された。

IFRS 諮問会議は、国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS 財団に対して、戦略的な事項やその優先順位をアドバイスするための諮問機関である。議長1名と委員49名の合計50名から

構成されており、先進国、新興国の財務報告関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本からの IFRS 諮問会議委員は、日本証券アナリスト協会を代表する井口譲二氏と日本公認会計士協会代表の報告者 (関根) の2名である。また、金融庁より企画市場局・企業開示課課長補佐・高橋良輔氏がオブザーバーとして出席した。

今回の会議の議事一覧は、下記図表のとおりである。

図表：2020年11月開催 IFRS 諮問会議 議事一覧

Agenda Paper 番号	日時 (ロンドン時間)	議 事
1	11/3 12:15-12:30	IFRS 財団評議員会の活動報告
2	同 12:30-13:00	IASB の活動報告
3	同 13:00-13:30	前回の IFRS 諮問会議のフィードバック
4	同 13:30-13:45 14:00-15:45	サステナビリティ報告 (コンサルテーション・ペーパー質問1及び2のディスカッション)
4	11/4 12:00-13:15 13:30-14:30	サステナビリティ報告 (コンサルテーション・ペーパー質問3~9のディスカッション)
	同 14:30-15:45	IFRS 諮問会議議長によるまとめ等、閉会

(出所) IFRS 財団資料に基づき、報告者作成

今回もビデオ会議のため、会議時間が通常より短くなっている。なお、議論の中心となったサステナビリティ報告に関するコンサルテ

ション・ペーパーに関しては、本諮問会議に先立って、10月に少人数に分かれてブレイクアウト・セッションが開催されており、そこでの

議論を踏まえて、今回の会議が開催されている。主な内容は以下のとおりであるが、詳細な議事概要は、IFRS Advisory Council 2020 “Chairman’s Report IFRS Advisory Council November 2020”¹を参照されたい。

II. IFRS 財団評議員会及び IASB の活動報告

Erkki Liikanen 評議員会議長より、①Covid-19 の中で、IFRS 財団は効率的に活動していること、②IASB 議長の指名プロセスが進み、間もなく次期 IASB 議長が公表されること（11月12日に Andreas Barckow 氏の指名が公表）、③IFRS 財団評議員会のサステナビリティ報告に関するコンサルテーション・ペーパーが9月30日に公表されており、利害関係者の意見を聞きたいと考えていることが述べられた。

評議員会議長の報告を受けて質疑応答が行われたが、すべてサステナビリティ報告に関することであり、Liikanen 評議員会議長と Lee White エグゼクティブ・ディレクターから、関係者の協力を得ながら、基本的には小さく始めて大きく育てるとの考え方が説明された。

また、IASB の活動報告については、Sue Lloyd 副議長から説明があり、緊急性を要する修正として、計画どおりに、IFRS 第17号「保険契約」の修正と、IFRS 第9号「金融商品」等の修正として「金利指標改革—フェーズ2」を公表したこと、Covid-19 の課題への対応等を行っていることや、アジェンダ・コンサルテーションを2021年第1四半期に公表することが示された。また、デュー・プロセス・ハンドブックのアップデートに関連して、アジェンダ決定についても説明され議論がなされた。

III. 前回の IFRS 諮問会議のフィードバック

前回の IFRS 諮問会議以降、過去の IFRS 諮問会議のフィードバックを、IFRS 財団がその戦略活動へどのように組み込んでいるかが報告された。また、IFRS 諮問会議のフィードバックは、毎回の会議の後、評議員会、IASB 及びスタッフに報告されていること、また、IFRS 諮問会議議長は、評議員会会議に出席し、さらなるコミュニケーションができるようにしていることが説明された。

IV. サステナビリティ報告

コンサルテーション・ペーパーの質問に沿って議論を行ったため、以下では、質問ごとに関連する IFRS 諮問会議での議論を示す。なお、監査及び保証に関する質問（質問10）は時間の関係で取り扱われなかった。

質問1：国際的に認知されたサステナビリティ報告基準の国際的なセットの必要性はあるのか。IFRS 財団は当該基準設定において役割を果たし当該領域に拡大すべきか。

国際的に認知されたサステナビリティ報告基準の国際的なセットの必要性が、強く支持された。多くの IFRS 諮問会議メンバーは、国際的な資本市場における現在のガイダンスと実務は分断化しており、より良い開示を至急要するとの見解であった。

井口氏からは、「投資判断において、サステナビリティに関する情報ニーズが高まっている

1 IFRS 財団ホームページ参照 (<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2020/november/advisory-council/ac-meeting-summary-nov-2020.pdf>)。

る。一方、現状は、開示において基準がなく、企業・投資家とも混乱している状況と考える。基準設定スキル/プロセス・適切なガバナンス体制を有する IFRS 財団は、この状況を改善させることができると期待する。」との発言があった。

報告者（関根）は、「非財務情報はますます重要となっており、資本市場に透明性と効率性をもたらすよう、統一化された基準を作るとは重要と考えている。サステナビリティ基準審議会（SSB）の設定は難題であるが、資本市場で高い信頼を得ている IFRS 財団がサステナビリティ基準開発のイニシアティブをとることは、現存する多くのサステナビリティ基準を収斂する推進力となるため、後に述べる一定の要件を満たす前提で IFRS 財団の活動を広げることとを支持する。」と発言した。

質問 2：IFRS 財団の既存のガバナンス構造の下で運営される SSB の設置

IFRS 財団に正当性と信頼性が確立されているとの観点から、IFRS 財団内に SSB を創設することは総じて支持されたが、IFRS 財団が果たす役割として、以下の点が議論された。

- IASB と SSB の両審議会をどのように同時に運営していくか多くの考えが示されたが、SSB が設置されても企業報告に盲点があってはならず、すべての投資家ニーズは取り上げられるべきとされた。
- 会計基準設定プロセスに関与する団体が既に多数存在しており、SSB が設置されたことでより複雑になってはならない。
- 欧州の状況を考えると、SSB の設立は急ぐ必要があり、短期間でデュー・プロセスを行い、早期に基準を策定しなければならないという意見と、デュー・プロセスは重要であり、高品質の基準を設定する必要があるとい

う意見に分かれた。

- 理事会ではなく諮問会議を当初創設すれば、他の基準設定主体の関与が促進されるのではないかとの提案もあった。
- 概念フレームワークを開発することが理想的であるという意見の一方で、時間がかかるため基準開発の時期に影響を及ぼすとの意見があった。

なお、議論には、Hans Hoogervorst IASB 議長も参加しており、「IASB には ESG の知識がなく、様々なスキルを導入する必要があることや、非財務情報は政治的な要素が強く、基準設定においてはより独立性が必要となる。このためには、シングル・マテリアリティは不可欠である」といった意見が述べられた。

井口氏からは、Hoogervorst 議長などの議論を受け、「政治的な要素が入りやすい非財務情報基準の設定においては、シングル・マテリアリティの視点が重要になるとともに、SSB にはより独立性が求められることになる。SSB の人員構成においては、欧州からだけではなく、北米・アジアなど地域的な多様性の確保が求められる他、スキルの多様性も必要である。また、デュー・プロセスは重要であるが、時間的な制約も考えると、後で議論する“気候第一アプローチ”の視点はより重要になる。」との発言があった。

質問 3：SSB の成功のための要件についてコメント又は追加提案

SSB をより適切にサステナビリティ報告基準審議会（SRSB）と名付けるとの意見があったものの、SSB の成功のために提案された 7 つの要件について、諮問会議メンバー間で意見の相違はなかった。ただし、より詳細で精緻にする必要があるとされた。

また、「成功のための要件」として以下が欠

けており、さらなる明確化が必要であるとされた。

- 適時性—気候リスクの緊急性を考慮すると、基準開発を適時に行うことが成功の要件であるという意見が多かった。一方で、基準の品質との間にトレードオフがあることが指摘された。
- 範囲—「サステナビリティ」や「気候関連」が意味するものを含め、主要なテーマを明確に定義し、SSBが他のイニシアティブとどのような作業を意図するのか、シングル・マテリアリティかダブル・マテリアリティか、気候関連の開示のみに焦点を当てるか、あるいは社会及びガバナンスに拡大するかを、明確にしなければならないと指摘された。

井口氏からは、「非財務情報の基準設定においては、財務情報との関連も重要になるため、SSBのメンバーは会計基準にもある程度の素養を持つ必要がある。また、昨日の議論でデュー・プロセスなどタイムリネスが話題となったが、他の非財務情報の基準設定主体と協力することは重要である。特に、企業・投資家に広く用いられる気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は大いに活用すべきと考える。」との発言があった。

報告者（関根）は、「企業報告では財務報告と非財務報告の連携が重要であるが、IFRS財団は、IASBのために確保されている財務資源と人的資源を、SSBに割り当てるべきではない。また、SSBメンバーの要件として、ESGの専門家だけでなく、作成者、投資家など主要な資本市場参加者を含める全体的なバランスが重要であるとともに、十分かつ適切な専門的知識を持つスタッフの確保が重要である。なお、資金負担の軽減のため、SSBメンバーを非常勤とすることも検討すべきである。さらに、SSBの成功要件として、サステナビリティに関する団体による作業、専門的知識の蓄積を活

用することが重要である。IFRS財団が最初からサステナビリティ基準を開発するのは非効率的な上に、既存の多くの基準に複雑性を追加することになる。」と発言した。

質問4：IFRS財団は、SSB基準の採用及び一貫した適用を国際的に支援するために利害関係者との関係を活用できるか。

質問5：IFRS財団は、一層の国際的な一貫性を達成するために、サステナビリティ報告における既存の取組みをいかに基礎とし協力するのが最善か。

質問6：IFRS財団は、一貫したサステナビリティ報告のための国際的な解決策を見出すために、既存の各法域の取組みをいかに基礎とし協力することが最善か。

- 明確な定義と測定が一貫性の達成の鍵とされたが、政治的な問題から、国際的に合意されない可能性が指摘された。また、IFRS基準への準拠性を表明する上で、サステナビリティ基準の適用が義務付けられるのか、適用を監視する主体はどの規制機関なのかについて明確化が求められた。
- 既存の機関とグローバルな一貫性を達成するために、IFRS財団が投資家にどういった価値をもたらすか、例えば、欧州連合（EU）はより広範な公共の利益に焦点を当てているが、IFRS財団は投資家に焦点を当てている点を明確化することが指摘された。
- 既存の基準の主要な特徴を統合することが重要であり、包括的な調査が必要であるとされ、そのためには、既存のイニシアティブとの協力が鍵であることが指摘された。また、国際的な枠組みが、地域又は法域レベルでの追加的な要求事項を許容するか否かも議論された。
- 環境上の焦点と貧困削減の必要性との間の対立について議論された。バランス・スコアカードの開発により、たとえ環境スコアが低

くても、より高い社会的スコアを認めることになる」とされた。

報告者（関根）は、「IFRS 財団は、サステナビリティ基準の開発にも IFRS 基準と同様の原則主義アプローチを採用すべきであるが、財務報告上と同様にサステナビリティ報告で比較可能性を確保することは困難な可能性がある。比較可能性が強調され過ぎると目的適合性のある情報が提供されないおそれがあり、基準設定に当たり、SSB は原則主義アプローチと目的適合性を考慮して、一貫した適用の確保を図る必要がある。」と発言した。

質問 7：IFRS 財団が SSB を設置するとした場合、サステナビリティ報告の他の領域に拡大する前に、気候関連の財務開示を最初に開示すべきか（気候第一アプローチ）。

質問 8：SSB は気候関連リスクに焦点を当てた定義を設けるべきか、より幅広い環境要因を考慮すべきか。

質問 9：SSB が採り得る重要性に対するアプローチ案に同意するか。

- 気候第一アプローチは過度に野心的でなく、「一歩ずつ前進する (baby steps)」アプローチとして適切とされた一方で、気候変動が本当に最優先か、パンデミックの発生や、その他の ESG の問題もあるという意見もあった。
- 投資家にとって意思決定に有用な情報を提供するには、シングル・マテリアリティによるとされた。他方、ダブル・マテリアリティには懸念がある一方、シングル・マテリアリティでは十分に意欲的ではない、既にダブル・マテリアリティを検討している団体もあるため、注意深く検討しなければならないとの意見もあった。また、「重要性」はあまりにも主観的であり、「目的関連性」がより優れているとの見解も示された。

井口氏からは、「時間的な制約を考えると、コンセンサスを得やすい、気候第一アプローチ

は妥当と考える。ただ、環境分野だけでも、プラスチック問題などもあり、気候問題だけで終わるべきではない。マテリアリティについては、IFRS 財団の強みは会計基準設定を通じ培ってきたシングル・マテリアリティの手法であり、これに焦点を当てるべきと考える。また、昨日も、非財務情報には政治的な要素が入りやすいという話があったが、ダブル・マテリアリティは基準の複雑化を招くことになるかと危惧する。」との発言があった。

報告者（関根）は、気候第一アプローチについて、「当初から広範な ESG に取り組むことの複雑性の懸念から同意するが、企業報告にとって ESG は重要であるため近い将来、社会とガバナンスに関する事項も対象に含めるべきである。」と発言した。また、重要性の問題については、「投資家及び資本市場参加者中心のシングル・マテリアリティ・アプローチを基本的に採用すべきである。ダブル・マテリアリティ・アプローチへの支持もあることを理解するが、その場合、IFRS 財団のミッションとガバナンスに影響を及ぼすのではないかと。」と発言した。

V. おわりに

今回の会議は、冒頭での説明のとおり、サステナビリティ報告に関するコンサルテーション・ペーパーの意見募集期間中に行われたことから、時間の大半を費やしてこの議論がなされた。前回同様、ビデオ会議であったが、事前のブレイクアウト・セッションも踏まえての議論であり、タイミングのよい開催であったため、より深い議論ができたのではないと思う。

議論の結果、SSB を設定するという基本的方向性は賛同されたが、マテリアリティの議論等、いくつか議論が分かれる点もあり、コンサルテーション・ペーパーのコメントを踏まえ、

今後、具体的に検討が進んでいくことが想定される。SSB の設定については、日本の実務に与える影響も大きく、引き続き注視したい。なお、次回の IFRS 諮問会議は、4 月 13 日及び 14 日の予定であったが、2 月 23 日に臨時のビデオ会議が追加開催されることになっている。